

**羽村市と青梅市との間におけるし尿処理に関する事務委託に
関する規約について**

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定にもとづき、し尿の最終処理をするための業務に関する事務の管理および執行について羽村市から委託を受けるため、この規約のとおり協議の上締結したいので、この案を提出いたします。

**羽村市と青梅市との間におけるし尿処理に関する事務委託に
関する規約**

(委託事務の範囲)

第 1 条 羽村市（以下「甲」という。）は、し尿処理に関する事務のうち、当該地域内のし尿を最終処理するための業務に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理および執行を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により青梅市（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託する。

(管理および執行の方法)

第 2 条 委託事務の管理および執行については、乙の条例、規則およびその他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 甲は、委託事務の管理および執行に要する経費について次の各号により負担するものとする。

(1) し尿の最終処理に要した経費

(2) その他必要な経費

2 前項により負担する経費の額ならびに請求、支払の方法および時期については、甲、乙協議して定める。

(経理)

第4条 乙市長は、委託事務の管理および執行にかかる収入および支出を、乙の一般会計の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

2 乙市長は、各年度終了後速やかに委託事務の管理および執行にかかる収入および支出の明細を甲市長に通知するものとする。

3 各年度において委託事務の管理および執行に要した経費のうち、甲の負担すべきものに対し、甲が乙に納付した額に過不足があるときは、翌年度甲が負担すべき額において調整するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第5条 委託事務の管理および執行について適用される乙の条例等の全部もしくは一部を制定または改廃しようとする場合においては、乙は、あらかじめ甲に通知しなければならない。

2 委託事務の管理および執行について適用される乙の条例等の全部もしくは一部が、制定または改廃された場合においては、乙はただちに当該条例等通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、甲はただちに当該条例等を公表しなければならない。

(連絡会議)

第6条 甲、乙は、委託事務の管理および執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

(委託事務の管理および執行の細目)

第7条 この規約に定めるもののほか委託事務に関し必要な事項は、甲、乙が協議して定める。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。